

川崎市の財政に関する研究会開催運営等要綱

(目的)

第1条 本市の財政に関する課題等について、地方財政について優れた見識を有する者から専門的な視点に立った意見を聴取し、その解決に向けた方向性を研究することを目的として、川崎市の財政に関する研究会（以下、「研究会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 財政局長は、研究会の委員として、5名以内に就任を依頼する。

(研究内容)

第3条 財政局長は、次に掲げる事項について、研究会の委員の意見を聴取する。

- (1) 本市の財政状況
- (2) 本市の財政における課題の解決に向けた方向性
- (3) 国家財政や地方税財政制度の動向と本市財政への影響
- (4) その他、必要な事項

(会議)

第4条 研究会は、財政局長が委員に要請し、招集する。

- 2 財政局長は、研究会を進行する。
- 3 財政局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求めることができる。
- 4 研究会は、原則公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立的な研究に著しい支障を及ぼす場合又は特定な者に不当な利益をもたらす恐れがある場合には、事務局は研究会を非公開にすることができるものとする。

(庶務)

第5条 研究会の事務局を財政局に置き、庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は平成20年10月21日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は平成29年4月3日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は平成30年6月1日から適用する。